

L P ガス販売事業者各位

(一社) 沖縄県高压ガス保安協会 L P ガス部会
部会長 島袋博文 (公印省略)

容器流出防止対象設備に対する期限内の措置について ～L P ガス容器二重掛け等のお願い～

L P ガス容器流出防止を目的として、液石法施行規則が改正され令和3年12月1日施行されております。これに先立ち協会では会員への周知啓発を図ると共に、各販売事業者におかれましては対象設備に対する措置を行っていることと思っておりますが、猶予期間が令和6年6月1日となっております。

つきましては、対象設備について法令違反の無いよう期限内に措置頂きますようお願い致します。

なお、詳しくは協会ホームページL P ガス部会「[容器流出防止措置に対するQ&Aについて](#)」でご確認下さい。

(Q&Aサンプル 全6頁)

容器流出防止措置に対するQ & Aについて

(一社) 全国L P ガス協会

目的

これまでL P ガス業界では自主保安活動の一環として、自然災害に対する容器の二重掛けを進めてきました。

国では近年の大雨による水害等の多発化・激甚化及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、消費先に設置されている充てん容器等に対して、流出防止措置を講ずる旨の液石法施行規則を改正し、令和3年6月18日に公布、同年12月1日に施行することとなりました。

これを受け、当協会では施行後に流出防止措置をスムーズに講じていただくための一助になることを目的として本Q & Aを作成いたしました。

作成日

令和3年11月22日

改訂日

令和3年12月2日

Q 1 容器流出防止措置は、誰が、いつまでに講じるのですか？

A 1 販売事業者が、措置を講じます。

改正省令は令和3年12月1日に施行されますが、施行期日において現に設置されている充てん容器等については、猶予期間として、令和6年6月1日迄に措置を講じることになっています。

但し、令和3年12月1日以降の新規消費者に設置される充てん容器等については、設置時点から省令が適用となります。

なお、省令施行時点の充てん容器等には令和6年6月1日迄の猶予期間が適用されますが、昨今の激甚化する災害から、消費者の安全を確保するという販売事業者の使命を一刻も早く果たすべく、猶予期間に係わらず前倒して取り組むことが望まれます。

Q 2 容器流出防止措置は、容器の容量に係わらず設置されている全ての充てん容器等に講じなければならぬ